

(別冊) 一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関する
アンケート調査結果

【部分回答及び参考資料集】

(注) 本資料は、部分回答や少数意見等を取りまとめたものです。
表中の割合(%)は部分割合であり、全体から見た割合を示したものではありません。

I 一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に対する基本的な考え方等について

- 1 一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に対する地域の反応はおおむね好意的であった（どちらかというところ歓迎した）理由（おおむね好意的であった（どちらかというところ歓迎した）と回答した場合）＜調査結果 I - 3 関連＞

（1）一般法人の農業生産法人への出資について

（回答率：農業委員会7.3%、市町村9.3%、JA5.9%、周辺法人7.1%、周辺農業者6.3%）

（複数回答）

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
周辺の農家が所有する農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となる	46.9%	60.6%	60.0%	50.8%	50.0%
新たな雇用が創出され、地域の活性化につながる （多様な農業者が増えることにより地域農業が活性化する）	21.9%	48.5%	53.3%	57.1%	50.0%
地域特産物の生産等、地域農業の振興につながる	56.3%	45.5%	53.3%	61.9%	0.0%
耕作放棄地の発生防止、解消になる	50.0%	72.7%	73.3%	50.8%	50.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%

注：（ ）内は周辺法人及び周辺農業者の回答

（2）一般法人の農業参入について

（回答率：農業委員会22.2%、市町村26.8%、JA11.0%、周辺法人11.5%、周辺農業者6.3%）

（複数回答）

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
周辺の農家が所有する農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となる	40.2%	40.0%	42.9%	47.1%	100.0%
新たな雇用が創出され、地域の活性化につながる （多様な農業者が増えることにより地域農業が活性化する）	24.7%	32.6%	28.6%	70.6%	50.0%
地域特産物の生産等、地域農業の振興につながる	32.0%	37.9%	42.9%	64.7%	50.0%
耕作放棄地の発生防止、解消になる	75.3%	78.9%	85.7%	65.7%	100.0%
その他	3.1%	1.1%	0.0%	5.9%	0.0%
無回答	2.1%	1.1%	0.0%	2.0%	0.0%

注：（ ）内は周辺法人及び周辺農業者の回答

2 一般法人の農業生産法人への出資又は参入に対する地域の反応は批判的な意見があった（どちらかというとな歓迎しなかった）理由（批判的な意見があった（どちらかというとな歓迎しなかった）と回答した場合）＜調査結果 I - 3 関連＞

(1) 一般法人の農業生産法人への出資について

(回答率: 農業委員会0.9%、市町村1.7%、JA2.4%、周辺法人3.1%、周辺農業者15.6%)

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れる	25.0%	50.0%	66.7%	11.1%	100.0%
(既存の担い手と農地利用が競合する)				40.7%	80.0%
(地域の農地は地域の農業者で利用すべき)				51.9%	60.0%
地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出る	0.0%	0.0%	0.0%	25.9%	20.0%
地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行われなくなる	75.0%	66.7%	33.3%	51.9%	80.0%
農地が産業廃棄物の不法投棄のために利用されるおそれがある	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	80.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%
無回答	0.0%	16.7%	16.7%	7.4%	0.0%

注:()内は周辺法人及び周辺農業者の回答

(2) 一般法人の農業参入について

(回答率: 農業委員会6.9%、市町村5.4%、JA9.1%、周辺法人8.8%、周辺農業者21.9%)

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れる	30.0%	31.6%	21.7%	30.8%	42.9%
(既存の担い手と農地利用が競合する)				50.0%	42.9%
(地域の農地は地域の農業者で利用すべき)				42.3%	57.1%
地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出る	3.3%	5.3%	8.7%	9.0%	0.0%
地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行われなくなる	46.7%	68.4%	87.0%	57.7%	42.9%
農地が産業廃棄物の不法投棄のために利用されるおそれがある	20.0%	15.8%	13.0%	38.5%	42.9%
その他	23.3%	15.8%	4.3%	5.1%	0.0%
無回答	10.0%	0.0%	0.0%	14.1%	14.3%

注:()内は周辺法人及び周辺農業者の回答

3-1 出資受入法人及び一般法人から見た一般法人からの出資受入又は農業参入に当たっての地域の反応<調査結果 I-3 関連>

	出資受入法人	一般法人
おおむね好意的であった	48.1%	63.7%
批判的な意見があった	12.3%	6.6%
特に反応はなかった	34.4%	24.8%
無回答	5.2%	4.9%

3-2 出資受入法人及び一般法人から見た一般法人からの出資受入又は農業参入に当たっての地域の反応がおおむね好意的であった理由<調査結果 I-3 関連>

(回答率：出資受入法人48.1%、一般法人63.7%)

	出資受入法人	一般法人
周辺の農家が所有する農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となる	19.2%	14.9%
新たな雇用が創出され、地域の活性化につながる	23.1%	17.6%
地域特産物の生産等、地域農業の振興につながる	15.4%	14.0%
耕作放棄地の発生防止、解消になる	37.2%	51.6%
その他	0.0%	1.4%
無回答	5.1%	0.5%

3-3 出資受入法人及び一般法人から見た一般法人からの出資受入又は農業参入に当たっての地域の反応が批判的であった理由<調査結果 I-3 関連>

(回答率：出資受入法人12.3%、一般法人6.6%)

	出資受入法人	一般法人
地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れる	26.3%	17.4%
地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出る	5.3%	0.0%
地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行われなくなる	63.2%	34.8%
農地が産業廃棄物の不法投棄のために利用されるおそれがある	0.0%	0.0%
その他	5.3%	39.1%
無回答	0.0%	8.7%

4 一般法人が農業生産法人に出資したこと及び農業参入したことは、総合的に見てよかったと評価する理由(総合的に見てよかったと回答した場合)<調査結果 I-4 関連>

(1) 一般法人が農業生産法人に出資したことについて

(回答率：農業委員会17.2%、市町村20.0%、JA7.1%、周辺法人7.2%、周辺農業者12.5%)

	(複数回答)				
	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となった	52.0%	57.7%	55.6%	51.6%	25.0%
新たな雇用が創出され、地域の活性化につながった	28.0%	45.1%	44.4%	68.8%	25.0%
地域特産物の生産等、地域農業の振興につながった	36.0%	40.8%	50.0%	50.0%	75.0%
耕作放棄地の発生防止、解消になった	53.3%	63.4%	44.4%	50.0%	50.0%
その他	4.0%	1.4%	0.0%	7.8%	0.0%
無回答	5.3%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%

(2) 一般法人が農業参入したことについて

(回答率: 農業委員会38.3%、市町村42.3%、JA17.7%、周辺法人13.1%、周辺農業者6.3%)

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
農地の集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となった	39.5%	42.0%	48.9%	51.7%	50.0%
新たな雇用が創出され、地域の活性化につながった	25.1%	29.3%	33.3%	53.4%	0.0%
地域特産物の生産等、地域農業の振興につながった	31.7%	40.0%	51.1%	46.6%	50.0%
耕作放棄地の発生防止、解消になった	76.0%	78.0%	64.4%	56.0%	100.0%
その他	1.2%	1.3%	2.2%	5.2%	0.0%
無回答	1.8%	0.0%	0.0%	5.2%	0.0%

5 一般法人が農業生産法人に出資したこと及び農業参入したことは、総合的に見て悪かったと評価する理由（総合的に見て悪かったと回答した場合） <調査結果 I - 4 関連>

(1) 一般法人が農業生産法人に出資したことについて

(回答率: JA0.4%、周辺法人1.5%、周辺農業者3.1%)

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れた	-	-	0.0%	23.1%	100.0%
地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出た	-	-	0.0%	7.7%	0.0%
地域に定着せず数年で撤退したため農地の管理が適切に行われなくなった	-	-	0.0%	38.5%	100.0%
農地への産業廃棄物の不法投棄が見られた	-	-	0.0%	7.7%	0.0%
その他	-	-	0.0%	23.1%	0.0%
無回答	-	-	100.0%	15.4%	0.0%

(2) 一般法人が農業参入したことについて

(回答率: 農業委員会0.2%、市町村0.6%、JA1.2%、周辺法人2.0%、周辺農業者3.1%)

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
地域の共同作業(共同防除、施設の共同利用、水利調整等)における調和が乱れた	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	100.0%
地域特産物の品質低下により地域農業への悪影響が出た	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
地域に定着せず撤退したため農地の管理が適切に行われなくなった	100.0%	50.0%	66.7%	44.4%	0.0%
農地への産業廃棄物の不法投棄が見られた	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
その他	0.0%	50.0%	33.3%	16.7%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%

II 関連事業者から出資を受けた時点又は農業参入した時点の状況について

<調査結果 II 関連>

1 一般法人が農業参入に要した準備期間

6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	無回答
20.9%	38.7%	28.7%	8.3%	3.5%

2 一般法人が参入した農業形態

米、麦、大豆生産	野菜生産	果樹生産	畜産	複合経営	その他	無回答
21.3%	49.6%	13.9%	1.3%	16.1%	7.8%	1.3%

3 農業参入した一般法人の業務形態

外食産業	食品加工	食品等小売	運輸業	建設業	農業用資材 製造・販売	農業 (新規設立)	農業 (農作業受 託業等)	その他	無回答
1.7%	8.7%	6.1%	2.6%	22.6%	3.0%	13.5%	4.3%	39.6%	2.2%

※その他には、福祉関連、製造業、食品卸売業等が含まれる。

4 一般法人が農業参入するための準備期間に要した主な理由

農地確保・ 土壌改良	生産技術 の習得	組織設立・ 認定手続き	研修・視察	販路の 調査・開拓	施設等の 整備	その他	無回答
50.9%	20.7%	32.4%	11.7%	7.2%	16.7%	6.3%	2.7%

5 農地の貸借による農業参入要件（一般法人）

- (1) 農地の貸借による農業参入要件の一つである「取得後においてその農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借権を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること」を満たすのに苦労した点について

(複数回答)

	一般法人
特に苦労はしなかった	78.7%
どのようにすれば農地を適正に利用していると認められるのか分かりづらい	13.5%
農地の適正な利用を確保するための条件を契約書にどのように記載すべきか苦労した	1.7%
その他	5.2%
無回答	2.2%

- (2) 農地の貸借による農業参入の要件の一つである「地域における農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること」を満たすのに苦労した点について

(複数回答)

	一般法人
特に苦労はしなかった	75.2%
地域の農業の維持発展に関する話し合い活動へどのように参加すれば良いのか分からなかった	4.8%
地域の農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めがどうなっているのか分からなかった	9.6%
その他	7.4%
無回答	7.8%

- (3) 農地の貸借による農業参入要件の一つである「法人である場合には、農業執行役員の1人以上の者が耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること」を満たすのに苦労した点について

(複数回答)

	一般法人
特に苦労はしなかった	87.0%
耕作又は養畜の事業に常時従事する役員を選任するのに苦労した	3.5%
その他	4.8%
無回答	5.7%

- (4) 常時従事する業務執行役員が従事している具体的な業務

(複数回答)

	一般法人
農作業	61.3%
営農計画の作成	31.7%
企画・マーケティング	26.5%
その他	5.2%
無回答	3.5%

6-1 農地のあっせんを依頼した場合の実際のアッセンの有無（農地のあっせんを依頼したと回答した場合）＜調査結果Ⅱ-5-1関連＞

（回答率：出資受入法人53.0%、一般法人45.2%）

	出資受入 法人	一般法人
あっせんがあり、その農地を引き受けた	68.6%	77.7%
あっせんはあったが、希望する農地ではなかった	8.6%	7.6%
あっせんがなかった	15.7%	10.2%
無回答	7.1%	4.5%

6-2 農業委員会等からあっせんを受けた場合の農地の状況＜調査結果Ⅱ-5-1関連＞

(1) 農地の条件

（複数回答）

	出資受入 法人	一般法人
条件のよい農地だった	22.6%	12.6%
条件のよい農地とはいえなかった	14.2%	11.3%
耕作放棄地だった	8.5%	27.4%
無回答	54.7%	50.9%

(2) 農地の事業所等からの距離

（複数回答）

	出資受入 法人	一般法人
営農・営業拠点（事業所）の近隣だった	26.4%	20.4%
営農・営業拠点（事業所）から離れていた	16.0%	18.3%
無回答	57.5%	61.3%

6-3 農地のあっせん以外に農業委員会から支援を受けたか＜調査結果Ⅱ-5-1関連＞

（複数回答）

	出資受入 法人	一般法人
農地取得・借入れのための調整・折衝についてアドバイスを受けた	13.2%	12.2%
農地の売買契約書・貸借契約書の作成についてアドバイスを受けた	17.9%	32.2%
農地法の許可手続き等についてアドバイスを受けた	20.8%	30.0%
支援は受けなかった	44.3%	34.8%
その他	3.8%	3.0%
無回答	6.6%	5.2%

6-4 農業委員会に支援を受けなかった場合、どこから支援を受けたか（6-3で支援は受けなかったと回答した場合）＜調査結果Ⅱ-5-2関連＞

（回答率：出資受入法人44.3%、一般法人34.8%）

（複数回答）

	出資受入 法人	一般法人
同業者	4.3%	2.5%
各種専門家（行政書士、司法書士等）	2.1%	6.3%
行政機関（都道府県等）	42.6%	37.5%
全く支援は受けなかった	36.2%	38.8%
その他	17.0%	18.8%
無回答	4.3%	1.3%

6-5 農業委員会から支援を受けなかった理由（6-3で支援は受けなかったと回答した場合）＜調査結果Ⅱ-5-2関連＞

（回答率：出資受入法人44.3%、一般法人34.8%）

（複数回答）

	出資受入 法人	一般法人
元々ノウハウがあった	25.5%	15.0%
他の機関（市町村、JA等）が相談に乗ってくれた	31.9%	38.8%
農業委員会が相談に乗ってくれなかった	2.1%	1.3%
農業委員会からの支援が期待できなかった	14.9%	17.5%
その他	12.8%	17.5%
無回答	21.3%	11.3%

Ⅲ 農業生産法人要件についての考え等

1 農業生産法人要件についての考え

(1) 法人形態要件（法人は農事組合法人、株式の譲渡制限がある株式会社又は持分会社） <調査結果Ⅳ-2（1）関連>

① 見直すべきと考える理由（要件を見直すべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会3.7%、市町村4.5%、JA6.3%、出資受入法人26.0%、出資法人44.8%、一般法人19.0%）

（複数回答）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人
株式譲渡制限のある株式会社のため公募による増資ができない	43.8%	37.5%	37.5%	50.0%	57.1%	33.3%
出資を希望する会社等があるが、譲渡制限株式会社では出資に応じない	18.8%	37.5%	43.8%	45.0%	28.6%	28.8%
その他	43.8%	25.0%	18.8%	20.0%	28.6%	39.4%
無回答	0.0%	6.3%	12.5%	2.5%	1.8%	13.6%

② 見直す場合の方向（要件を見直すべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会3.7%、市町村4.5%、JA6.3%、出資受入法人26.0%、出資法人44.8%、一般法人19.0%）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人
株式会社について、株式の譲渡制限を撤廃すべき	12.5%	12.5%	6.3%	32.5%	30.4%	16.7%
株式の譲渡制限は維持しつつ円滑な資本調達が可能となるような措置が必要	43.8%	68.8%	62.5%	50.0%	33.9%	24.2%
その他	25.0%	6.3%	12.5%	2.5%	1.8%	13.6%
無回答	18.8%	12.5%	18.8%	15.0%	33.9%	45.5%

③ 株式譲渡制限を撤廃すると農業に無関係な者が株式を取得し、農業経営に悪影響を及ぼすとの声に対する考え（②で株式の譲渡制限を撤廃すべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会0.5%、市町村0.6%、JA0.4%、出資受入法人8.4%、出資法人13.6%、一般法人3.2%）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人
事業の安定的な運営を確保するためにも円滑な資本調達を優先すべき	50.0%	50.0%	0.0%	23.1%	23.5%	36.4%
そうした懸念も考慮しつつ、円滑な資本調達が可能となるような措置が必要	50.0%	50.0%	100.0%	61.5%	64.7%	27.3%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	11.8%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%

- ④ 農業生産法人の出資要件について、現在の株式譲渡制限は撤廃する必要はないが、農業に無関係の者が株式を取得して、農業経営に悪影響を及ぼすことがないようにしながら、円滑な資本調達が可能となるような措置について

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
農業生産法人の構成員要件に影響が出ないよう、配当を有利にした無議決権株式等議決権制限株式の発行・取得が出来ればよい	28.1%	27.2%	17.4%	47.2%	53.5%	39.6%	36.4%	13.5%
関連事業者の範囲を拡大すべき	1.6%	2.2%	0.3%	8.5%	6.1%	4.3%	3.8%	1.4%
これ以上の出資要件の緩和は、法人による農業経営が担保されないため、要件を緩和すべきではない	64.3%	64.2%	78.8%	33.0%	30.3%	27.0%	49.5%	34.1%
農業生産法人の要件については当事者ではないので分からない								42.8%
その他	4.8%	5.4%	2.4%	6.6%	5.1%	12.2%	5.1%	1.1%
無回答	1.2%	0.9%	1.0%	5.7%	5.1%	17.0%	6.3%	8.4%

- ⑤ 株式の譲渡制限を維持すべきとする理由

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
必要な出資については、公募しなくても農業者や関連事業者等関係者からの出資で十分対応できる	11.1%	9.7%	12.2%	39.2%	51.4%	33.9%	33.9%	22.0%
農業と無関係で資本力のある者が自由に株主になることにより、農業部門の発展が阻害されるおそれがある	28.6%	30.8%	26.7%	17.7%	15.7%	16.9%	18.1%	23.6%
農業と無関係で資本力のある者による法人の経営支配を容易にし、農業者が経営上の発言力を失うおそれがある	20.0%	19.0%	17.7%	20.3%	11.4%	13.6%	20.1%	18.5%
農業と無関係で資本力のある者が法人の経営を支配することにより、安易に農業からの撤退、耕作放棄等のおそれがある	40.3%	40.5%	43.4%	22.8%	21.4%	35.6%	27.9%	36.0%

- (2) 事業要件（農業の売上高が法人の事業全体の過半を占めること）＜調査結果Ⅳ－2（2）関連＞

- ① 見直すべきと考える理由（見直すべきと回答した場合）

(回答率: 農業委員会8.9%、市町村7.3%、JA6.3%、出資受入法人22.7%、出資法人30.4%、一般法人24.2%)

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人
農業が小規模のため農外事業を主業としないと経営が立ちゆかない	56.4%	73.1%	56.3%	65.7%	63.2%	61.9%
農業関連事業の範囲が経営の実態にあっていない	23.1%	23.1%	25.0%	54.3%	31.6%	32.1%
その他	17.9%	0.0%	18.8%	2.9%	21.1%	23.8%
無回答	7.7%	11.5%	0.0%	2.9%	5.3%	2.4%

② 見直す場合の方向（見直すべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会8.9%、市町村7.3%、JA6.3%、出資受入法人22.7%、出資法人30.4%、一般法人24.2%）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入 法人	出資法人	一般法人
売上1/2超は維持すべきだが、農業関連事業の範囲を拡大すべき	15.4%	11.5%	25.0%	8.6%	15.8%	8.3%
売上1/2超は維持すべきだが、売上高の算定期間を延長すべき	10.3%	15.4%	25.0%	11.4%	2.6%	10.7%
売上1/2超の要件を緩和すべき	33.3%	42.3%	6.3%	45.7%	21.1%	26.2%
その他	7.7%	7.7%	6.3%	2.9%	2.6%	7.1%
分からない	20.5%	11.5%	12.5%	11.4%	5.3%	8.3%
無回答	12.8%	11.5%	25.0%	20.0%	52.6%	39.3%

③ 現在の事業要件を緩和すべきではないとする理由

	農業 委員会	市町村	JA	出資受入 法人	出資 法人	一般 法人	周辺 法人	周辺 農業者
農外部門で業績が悪化した場合、農業部門に悪影響を及ぼすおそれがある	12.4%	16.3%	13.6%	22.6%	7.7%	14.5%	16.4%	22.8%
農外部門が大きくなると、そこへの投資が大きくなり農業部門がおろそかになるおそれがある	14.0%	11.0%	11.0%	20.8%	15.4%	13.0%	14.8%	13.2%
農業を本業としない者が農地を所有することが可能となり、農地が農業以外の目的に使用されてしまうおそれがあるため	56.9%	55.1%	62.5%	34.0%	33.3%	52.2%	48.7%	49.3%
構成員要件の緩和により、経営上農外の者の発言力が高まる中で、農業生産法人としての性格を維持するためにも堅持すべき	16.8%	17.5%	12.9%	22.6%	43.6%	20.3%	20.0%	14.6%

(3) 構成員要件（農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること（農商工連携事業者等一定の関連事業者は総議決権の2分の1未満まで可能）

＜調査結果Ⅳ－2（3）関連＞

① 21年の出資制限の緩和を評価できない理由（評価できないと回答した場合）

（回答率：農業委員会1.6%、市町村1.4%、JA2.4%、出資受入法人9.7%、出資法人12.8%、一般法人7.2%）

（複数回答）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人
出資者が農業関係者と関連事業者に限定されるため広く資本を集められない	28.6%	80.0%	50.0%	73.3%	62.5%	44.0%
関連事業者の議決権割合が制限されているため資本が集まりにくい	28.6%	20.0%	33.3%	46.7%	37.5%	32.0%
その他	42.9%	0.0%	0.0%	6.7%	12.5%	28.0%
無回答	28.6%	20.0%	50.0%	6.7%	12.5%	20.0%

② 構成員要件を見直す場合の方向（評価できないと回答した場合）

（回答率：農業委員会1.6%、市町村1.4%、JA2.4%、出資受入法人9.7%、出資法人12.8%、一般法人7.2%）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人
農業関係者の範囲を拡大すべき	14.3%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%
関連事業者の範囲を拡大すべき	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	12.0%
関連事業者でない者でも4分の1までは構成員として認めるべき	0.0%	40.0%	0.0%	13.3%	6.3%	16.0%
関連事業者でない者でも2分の1未満までは構成員として認めるべき	0.0%	20.0%	16.7%	40.0%	25.0%	24.0%
関連事業者の議決権を2分の1以上認めるべき	14.3%	20.0%	0.0%	26.7%	31.3%	8.0%
その他	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.0%
分からない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%
無回答	28.6%	20.0%	83.3%	6.7%	18.8%	24.0%

③ 21年農地法改正による農業生産法人の出資制限の緩和について評価する理由

(複数回答)

	出資受入 法人	出資法人	一般法人
特定の関連事業者から資本金(出資金)の1/10超の出資を受けている又は出資を求めたことがある	7.1%	6.1%	6.0%
今後、特定の関連事業者から資本金(出資金)の1/10超の出資を受ける見込みがある	11.4%	4.5%	2.4%
農商工連携事業者から資本金(出資金)の1/2未満まで出資を受けている又は出資を求めたことがある	15.7%	9.1%	0.0%
今後、農商工連携事業者から資本金(出資金)の1/2未満まで出資を受ける見込みがある	5.7%	12.1%	0.0%
増資等の具体的な予定はないが、出資制限が緩和されたことにより、今後、増資等の計画を立てやすくなる	60.0%	68.2%	91.7%

④ 21年農地法改正による農業生産法人の出資制限の緩和の評価については「改正から間もないため分からない」とする理由

(複数回答)

	出資受入 法人	出資法人	一般法人
農地を借り入れて農業参入した一般法人が、農業生産法人の要件を満たして農地の所有権を取得する予定がない	4.7%	6.3%	19.9%
関連事業者から出資(増資)を受けて事業連携する予定がない	14.1%	6.3%	17.0%
法改正から2年しか経っておらず、法人運営上、出資制限の緩和について制度的な評価ができるような状況に直面していない	81.3%	87.5%	63.1%

(4) 役員要件(役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であること、その過半が農作業に従事(原則年間60日以上)すること) <調査結果Ⅳ-2(4)関連>

① 農業生産法人の役員の常時従事要件について緩和すべきとの声に対する考え

(複数回答)

	農業 委員会	市町村	JA	出資受入 法人	出資 法人	一般 法人	周辺 法人	周辺 農業者
役員の過半を常時農業従事者とするのは難しいので、役員の過半が農業に従事しなくとも、少数の役員が従事していればよい	10.6%	12.3%	6.1%	40.6%	56.6%	47.0%	28.6%	11.4%
役員の構成は農業生産法人の経営上の意思決定や事業運営方針にも影響するので、農業主体の経営上の意思決定や事業運営がなされるよう、役員の過半についての常時従事要件は維持されるべきだが、日数要件は短縮すべき	25.6%	25.3%	29.7%	38.7%	29.3%	25.2%	37.0%	16.8%
役員の構成は農業主体の経営上の意思決定や事業運営方針にも影響するので、農業主体の経営上の意思決定や事業運営がなされるよう、役員の過半についての農業の常時従事要件は維持されるべき	36.4%	34.5%	34.8%	9.4%	7.1%	6.1%	20.1%	20.9%
役員の構成が農外の者が主体となると、農業以外の事業が優先され、安易に農業から撤退したり、農地を耕作放棄させる等のおそれがあるので、役員の過半についての農業の常時従事要件は維持されるべき	26.7%	26.3%	28.0%	9.4%	7.1%	6.1%	16.9%	16.5%
農業生産法人の要件については当事者ではないので分からない								32.6%
その他	1.2%	1.9%	0.3%	4.7%	0.0%	7.0%	2.6%	1.1%
無回答	0.7%	0.9%	2.0%	0.9%	1.0%	10.4%	2.0%	5.6%

② 農業生産法人の役員の農作業従事要件について緩和すべきとの声に対する答え

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
役員は経営者であるため、役員自身が農作業に従事しなくとも、役員は農業に関する企画・立案・マーケティング等を行うことで十分であり、農作業従事要件は撤廃すべき	8.1%	10.1%	7.2%	45.3%	49.5%	42.6%	26.5%	8.5%
本要件を撤廃する必要はないが、役員の過半が農作業に従事しなければならない要件や農作業従事日数を短縮すべき	25.8%	28.2%	25.6%	38.7%	35.4%	27.0%	38.4%	17.1%
役員の農作業従事要件は、農地を耕作する者によって所有・利用されることが確保されるよう維持すべき	35.9%	32.0%	30.7%	10.4%	8.1%	7.8%	19.1%	20.1%
役員の農作業従事要件の緩和は、外国企業による農地所有を安易にするおそれがあり、慎重であるべき	5.8%	5.4%	6.8%	3.8%	4.0%	3.9%	6.8%	6.6%
役員の農作業従事要件の緩和は、農業の作業実態を反映せずに法人の経営判断がなされるおそれがあり、慎重であるべき	24.2%	25.0%	28.3%	4.7%	4.0%	4.8%	14.2%	15.7%
農業生産法人の要件については当事者ではないので分からない								32.9%
その他	1.4%	1.9%	2.0%	2.8%	0.0%	5.7%	2.3%	1.4%
無回答	0.5%	0.6%	1.0%	0.9%	1.0%	11.3%	1.3%	5.5%

2-1 現在の長期賃貸借締結状況（長期賃貸借を前向きに考えると回答した場合）

<調査結果Ⅳ-3-3 関連>

(回答率：出資受入法人 44.3%、一般法人 45.7%、周辺法人40.8%、周辺農業者33.6%)

	出資受入法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
締結している	10.6%	15.2%	15.0%	12.7%
締結していない	87.2%	84.8%	84.7%	84.0%
無回答	2.1%	0.0%	0.3%	3.3%

2-2 現在締結されている長期賃貸契約の内容（2-1で締結していると回答した場合）

<調査結果Ⅳ-3-3 関連>

(回答率：出資受入法人 4.7%、一般法人 7.0%、周辺法人:6.1%、周辺農業者4.3%)

(1) 貸借期間

(複数回答)

	出資受入法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
21～30年	60.0%	68.8%	74.4%	74.2%
31～40年	20.0%	12.5%	4.7%	9.7%
41～50年	20.0%	0.0%	11.6%	0.0%
無回答	0.0%	18.8%	14.0%	16.1%

(2) 栽培している作物

(複数回答)

	出資受入 法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
米、麦、大豆	0.0%	31.3%	32.6%	51.6%
野菜	20.0%	37.5%	25.6%	22.6%
果樹	20.0%	18.8%	14.0%	6.5%
その他	80.0%	6.3%	23.3%	3.2%
無回答	0.0%	12.5%	14.0%	22.6%

2-3 長期賃貸借を締結した理由 (2-1で締結していると回答した場合)

<調査結果Ⅳ-3-3関連>

(回答率: 出資受入法人 4.7%、一般法人 7.0%、周辺法人 6.1%、周辺農業者4.3%)

(複数回答)

	出資受入 法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
安心して農業経営に係る投資を行う	40.0%	56.3%	44.2%	48.4%
永年性作物の栽培を行う	60.0%	6.3%	18.6%	9.7%
有機栽培等、土作りに時間がかかる場合に取り組みやすい	0.0%	12.5%	14.0%	12.9%
借入更新手続き等、手間がかからなくて良い	0.0%	18.8%	25.6%	25.8%
その他	0.0%	0.0%	4.7%	12.9%
無回答	0.0%	12.5%	9.3%	16.1%

2-4 長期賃貸借を締結しない理由 (2-1で締結していないと回答した場合)

<調査結果Ⅳ-3-3関連>

(回答率: 出資受入法人 38.6%、一般法人 38.8%、周辺法人:34.6%、周辺農業者28.2%)

(複数回答)

	出資受入 法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
周辺で長期借入れをしている前例がなく、踏み切りづらい	17.1%	27.0%	30.0%	28.3%
経営の見込みが立たない	12.2%	14.6%	17.7%	13.7%
長期借入れを行う農地を提供してくれる相手がいない	26.8%	14.6%	25.1%	25.9%
適当な農地が見つからない	17.1%	11.2%	14.8%	13.2%
その他	24.4%	24.7%	24.7%	21.0%
無回答	4.9%	10.1%	4.5%	6.8%

2-5 長期賃貸借を前向きに考えない理由（前向きに考えないと回答した場合）

＜調査結果Ⅳ-3-3 関連＞

（回答率：出資受入法人 54.7%、一般法人 53.0%、周辺法人 58.0%、周辺農業者：61.9%）

（複数回答）

	出資受入法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
長期借入れは世代を超えた農業経営を前提としており、現実的には難しい	55.2%	50.0%	59.6%	66.0%
長期借入れは世代を超えた農地の貸付けを前提としており、農地の出し手としては貸付けに踏み切りにくい	10.3%	8.2%	19.4%	20.2%
長期借入れにより長期投資が可能となるが、農地の賃貸人によって賃貸借契約の解約が申し入れられる可能性があり、不安定な面がある	20.7%	17.2%	16.7%	16.0%
農地利用集積円滑化団体が仲介した農地の貸付先を指定しない白紙委任契約が長期間締結されることが定着すれば、長期借入れが容易になるが、その定着には時間を要すると考える	3.4%	3.3%	4.4%	4.0%
その他	13.8%	21.3%	9.8%	7.8%
無回答	5.2%	6.6%	5.4%	4.7%

2-6 21年農地法改正で賃貸借期間が50年まで可能になったことを評価できない理由（あまり評価できない又は全く評価できないと回答した場合）＜調査結果Ⅳ-3-2 関連＞

（回答率：農業委員会20.4%、市町村12.4%、JA16.1%、出資受入法人9.7%、出資法人12.0%、一般法人7.0%、周辺法人11.9%、周辺農業者18.8%、）

	農業委員会	市町村	JA	出資受入法人	出資法人	一般法人	周辺法人	周辺農業者
より長期の賃貸借が認められるべき	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長期の賃貸借契約は、当事者の後継者にも権利義務が引き継がれるため、後継者への負担が大きい（農地の所有権取得が認められるべき）	80.9%	81.8%	95.1%	53.3%	86.7%	70.8%	83.8%	83.3%
その他	15.7%	11.4%	4.9%	40.0%	13.3%	16.7%	14.3%	16.7%
無回答	3.4%	6.8%	0.0%	6.7%	0.0%	12.5%	1.9%	0.0%

3-1 （一般法人にも）農地の所有権取得が認められるべきと考える場合の「一般法人の農地取得は、農地としての農業上の利用が必ずしも保証されないため認めるべきではない」との声に対する考え（2-6で（一般法人にも）農地の所有権取得が認められるべきと回答した場合）＜調査結果Ⅳ-3-2 及びⅣ-4-1 関連＞

（回答率：出資法人10.4%、一般法人5.0%）

	出資法人	一般法人
そうした懸念にも配慮した形で、農地の所有権取得を認めるべき	76.9%	64.7%
経営の展開状況いかんによっては農業以外の利用を考えざるを得ないため、制限なく農地の所有権取得を認めるべき	23.1%	23.5%
無回答	0.0%	11.8%

アンケート調査の概要

1 調査時期：平成24年1月から2月

2 調査対象

- ① ⑥又は⑧の法人が営農を行っている市町村の農業委員会
- ② ①の農業委員会のある市町村農政担当課
- ③ ①の農業委員会のある市町村を管内とするJA営農担当課
- ④ ⑥又は⑧の法人が営農を行っている市町村において営農する⑥以外の農業生産法人（周辺法人）
- ⑤ ⑥又は⑧の法人が営農を行っている市町村において営農する農業者（周辺農業者）
- ⑥ 一般法人から出資を受けている農業生産法人（出資受入法人）
- ⑦ 農業生産法人に出資している法人（出資法人）
- ⑧ 農地を借り入れて農業に参入した一般法人

3 回答数：次のとおり

	調査対象数	回答数	回答率
農業委員会	540	436	81%
市町村	540	355	66%
JA	540	254	47%
周辺法人	1,920	885	46%
周辺農業者	243	32	13%
出資受入法人	328	154	47%
出資法人	302	125	48%
一般法人	592	347	59%